



令和8年10月1日から 大阪府の最低賃金が1,231円（時間額）に改正されます

大阪府の最低賃金について

令和7年10月16日改正の

1,177円から

54円
UP!

【時間額】

1,231円

最低賃金は、使用者が労働者に支払わなければならない賃金の最低額を定めた制度です。パート、アルバイト等を含むすべての労働者に適用されます。また、特定の産業には、大阪府最低賃金より高い金額が別途定められている「特定最低賃金」があります。くわしくは、最寄りの労働基準監督署もしくは大阪労働局労働基準部賃金課へ。

* 最低賃金との比較方法（計算方法）について *

① 時間休の場合	時間休≧最低賃金額
② 日給制の場合	日給÷1日の平均所定労働時間≧最低賃金額
③ 月給制の場合	月給÷1年間における1か月平均所定労働時間≧最低賃金額
④ 出来高給（請負給）の場合	賃金算定期間（賃金締切期間）に支払われた総額÷その期間に出来高制によって労働した総労働時間≧最低賃金額
①～④が混在	各賃金の1時間あたりを算出し合計した額≧最低賃金額

* 最低賃金との比較時に含まない賃金の種類 *

- ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ④ 時間外・休日労働及び深夜労働に対する賃金

最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策

● 社会保険労務士などの専門家へ無料相談

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理に関する相談に対して、労務管理等の専門家による窓口での相談、企業への訪問相談を行います。

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター <お問い合わせ> 0120-068-116（受付9時～17時）



● 業務改善助成金

事業場内最低賃金（事業場内最低賃金）を50円以上引上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者は、その費用の一部を助成する制度です。

業務改善助成金コールセンター <お問い合わせ> 0120-366-440



● キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。また、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際やいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組む際にも活用することができます。

大阪労働局職業安定部 雇用保険課 助成金センター <お問い合わせ> 06-7669-8900



● 中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度です。

中小企業税制サポートセンター <お問い合わせ> 03-6281-9821



「賃金引上げ特設ページ」

使用者も、労働者も、
必ずチェックしましょう！

最低賃金制度

検索



お問い合わせは
大阪労働局労働基準部賃金課
TEL：06-6949-6502
又は
最寄りの労働基準監督署へ



「大阪府業務改善・賃上げ促進補助金」について

中小企業・小規模事業者の皆様、賃上げで悩んでいませんか？

大阪府では、物価高騰等により、厳しい経営状況にある府内中小企業等の生産性の向上及び労働能率の増進に資する設備投資等への取組を支援し、持続的な賃上げを実現する環境整備を行うため、大阪府業務改善・賃上げ促進事業を実施します。本事業は、厚生労働省の中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）（以下「国助成金」という。）を活用する事業者に対し、大阪府が定める二つの要件を満たす場合に上乗せで補助するもので、このたび、令和8年9月1日（火曜日）から募集（事前登録受付）を行っています。

申請時期

- 事前登録受付期間：令和8年9月1日(火)～令和8年度大阪府最低賃金発効日の前日又は同年11月30日(月)のいずれか早い日まで
- 交付申請受付期間：令和8年12月1日(火)～令和9年3月10日(水)まで
※ 国助成金について、令和8年9月1日以降に大阪労働局長に交付申請を行い、令和9年3月5日までの日付の交付額確定及び支給決定の通知を受けていること。
※ 交付申請には、事前登録が必須です。

要件

- 大阪労働局に提出した令和8年度「業務改善助成金」申請書の事業実施計画書に記載の金額を上回る賃上げを行うこと
- 令和8年度改定予定の大阪府最低賃金より、さらに2%を上回る金額まで事業場内最低賃金を引き上げること

補助金額

- 補助対象経費：国助成金の「国庫補助金精算書」（交付要綱様式第9号）に記載する対象経費支出済額
- 補助金額：補助対象経費に4分の1を乗じた額（上限200万円）と補助金交付要綱に定める補助上限額を比較し、いずれか低い額

申請方法

事前登録、交付申請ともに「大阪府行政オンラインシステム」にて申請してください。やむを得ず大阪府行政オンラインシステムが利用できない場合に限り、郵送も可能です。（特定記録や書留、レターパック等、記録が残る郵便）締切日必須です。

留意事項

国又は地方公共団体、商工会議所等の支援団体が実施する他の補助金等（「業務改善助成金」は除く）を受ける経費については、補助対象経費の対象外となります。

問合せ先

大阪府 商工労働部 雇用推進室 労働環境課 労働環境推進グループ
TEL：06-6360-9070

受付時間：平日午前9時30分から12時15分、午後1時から5時30分
※土・日・祝日及び年末年始を除く



詳しくは
大阪府ホームページへ

* 大阪労働局からのお知らせ *

「大阪府業務改善・賃上げ促進補助金」の利用を検討されている事業主の皆さま

- ①令和9年3月5日（金）までに「業務改善助成金」の支給決定を受けていますか？
→大阪府業務改善・賃上げ促進補助金を受給するためには、令和9年3月5日（金）までに「令和8年度／業務改善助成金」（厚生労働省）の交付額確定及び給付決定通知を受けている必要があります。
- ②「業務改善助成金」を受給するためには、審査を受ける必要があります。
申請内容によっては、審査期間が長期にわたる場合もあるため、出来るだけ早く申請を行って下さい。

- 厚生労働省「業務改善助成金」について
業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。TEL：0120-366-440
（受付時間 平日午前9時から午後5時）

